

2022年4月から 男性組合員の育児休業期間中の 保険料免除制度がはじまります

～女性組合員に限定していた育児休業期間中の保険料免除が
男性組合員にも適用されます～

- 男性組合員^{※1}の育児休業期間中の保険料が免除されます。
- 育児休業開始月から最大3カ月分^{※2}の保険料が免除されます。

※1 事業主、役員、一人親方として加入されている方は対象になりません。

※2 4カ月以上休業する場合、4カ月日以降は保険料免除になりません。

● 対象者

事業所に雇用されている、または、外注としての手間請け（保険料区分が第3・4・5・6・7種）の男性組合員で、1歳未満の子を養育するために休業している方。

● 保険料免除期間

1歳未満の子を養育するために取得した14日以上^の育児休業期間のうち、育児休業開始月から終了(予定)日の翌日の属する月の前月までの連続した3カ月。

※国保組合に組合員として加入してから1年経過後の期間からとなります。

※育児休業期間の開始日と終了日の翌日が同月内の場合、当該月を免除対象とします。

● 申請時期

育児休業期間中に申請してください。

※休業に入る前に申請することはできません。

● 申請方法

【申請先】

所属の支部

【必要書類】 ※詳しくは所属の支部または国保組合資格課までお問合せください。

- 育児休業保険料免除申請書
- 子の生年月日及び組合員との関係を確認できる書類
(続柄記載の住民票、母子手帳の写しなど)
- 養子又は里親であることを証明できる書類(子が実子でない場合のみ)
- 育児休業の取得を証明できる書類

免除期間の例

【例】

国保組合加入日	休業期間	保険料免除月
<u>2021.2.1</u> ^{※1}	<u>2022.2.27</u> ~2022.8.26	<u>2022.4</u> ~ <u>2022.6</u> ^{※2}

例では、2022年2月から育児休業を取得していますが、免除制度の開始が2022年4月のため、2022年2、3月分の保険料は免除の対象外となります。



※1 免除対象になるのは国保組合に組合員として加入してから1年経過後の期間からです。

※2 免除期間は最大3カ月のため、2022年7月分は免除対象外になります。

詳しくは、
所属支部または東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)までお問合せください。